

青梅市市税条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 2 4 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

地方税法の一部改正に伴い、公示送達の方法を改めたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市市税条例等の一部を改正する条例

(青梅市市税条例の一部改正)

第 1 条 青梅市市税条例（平成 1 0 年条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、または公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第 1 8 条の 3 中「地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

(青梅市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第 2 条 青梅市後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年条例第 1 4 号）

の一部を次のように改正する。

第6条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、または公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の青梅市市税条例第18条および青梅市後期高齢者医療に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。